

北海道大学入学料減免（徴収猶予）

申請のしおり（令和3年度版）

目 次

入学料減免（徴収猶予）の制度について・・・・・・・・・・・・・ 1

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）

<参考：学生区分別の説明>

1：学部新1年生（留学生を除く）及び学部2年編入学生（留学生を除く）

2：学部3～6編入学生（留学生を除く） 3：学部留学生

4：大学院日本人学生（編入学生を含む） 5：大学院留学生（編入学生を含む）

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免・・・・・・・・・・・・・ 3

1：申請（提出）書類について

2：申請（提出）書類作成について

3：申請（提出）書類作成の詳細について

4：入学料減免申請における注意事項

5：入学料減免申請者の入学料納入期限について

6：申請書類提出期間・判定結果・問い合わせ等について

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）・・・・・・・・・・・・・ 6

1：申請（提出）書類について

2：申請（提出）書類作成について

3：申請（提出）書類作成の詳細について

4：入学料減免（徴収猶予）申請における注意事項

5：特例申請についての注意（B：北海道大学独自の入学料減免）

6：入学料減免（徴収猶予）申請者の入学料納入期限について

7：申請書類提出期間・判定結果・問い合わせ等について

入学料減免に関するQ&A・・・・・・・・・・・・・ 13

関係書類等一覧

・入学料減免申請書（様式A） ・申請書記入例

・入学料減免申請書（様式B） ・申請書記入例

・付属書類提出一覧表（様式B関係）

・様式1 年収見込証明書

・様式2 年金・恩給所得内訳書

- ・ 様式 3 児童手当・児童扶養手当受給証明書
- ・ 様式 4 - 1 長期療養に係る医療費控除金額内訳書
- ・ 様式 4 - 2 長期療養に係る領収書等貼付用紙
- ・ 様式 5 無職・無収入申立書
- ・ 様式 6 - 1 家計支持者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額内訳書
- ・ 様式 6 - 2 家計支持者別居（単身赴任等）に係る領収書等貼付用紙
- ・ 様式 7 退職金支給証明書
- ・ 様式 8 生活状況申立書
- ・ 関係書類等説明一覧表（様式 B 関係）

北海道大学では、経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対して、その者からの申請に基づき、令和3年4月入学者に係る入学料減免（徴収猶予）について、以下のとおり実施します。

入学料減免（徴収猶予）の制度について

北海道大学では、下記二つの制度により、入学料減免（徴収猶予）を実施します。学生により、申し込みできる制度が異なりますので、ご注意ください。

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

(1) 制度の概要

北海道大学は「高等教育の修学支援新制度」の対象機関（確認大学）のため、高等教育の修学支援新制度に基づき、入学料減免を実施します。

※「A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免」に徴収猶予制度はありません。

(2) 申請資格

下記のいずれかに該当する者とします。

○令和3年4月入学の学部生(学部2～6年の編入学生を含む。留学生を除く。)のうち、

- ①日本学生支援機構から「予約採用の候補者決定通知」（学部新1年生のみ）または「給付奨学生証」（学部編入生のみ）を受け取っている者
- ②本学入学後に、日本学生支援機構の「給付型奨学金」に申し込む者

※①の場合、すでに他大学等にて「高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免」を利用した者は申請できません。

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）

(1) 制度の概要

①経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者（経済的理由による申請）

②入学前1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者（特例申請）

①及び②に対して、その者からの申請に基づき、令和3年4月入学者に係る入学料減免（徴収猶予）を実施します。

(2) 申請資格

下記のいずれかに該当する者とします。

①入学料減免

1) 経済的理由により入学料の納入が困難（徴収猶予については納入期限までに納入が困難）であり、かつ、学業優秀と認められる者のうち、

- ・国費留学生及び正規学生以外の者を除く、**大学院生**（修士・博士・専門職大学院。編入学生を含む。）

2) 入学前1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者（特例申請）

- ・国費留学生及び正規学生以外の者を除く、**全ての新入学（編入学）生**（日本人学部学生のみ、A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免との重複申請が可能です。）

②入学料徴収猶予

- 1) 経済的理由により入学料の納入が困難（徴収猶予については納入期限までに納入が困難）であり、かつ、学業優秀と認められる者のうち、
 - ・ **日本人学部3～6年編入学生**
(日本人学部学生のみ、A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免との重複申請が可能です。)
 - ・ **日本人大学院生**（修士・博士・専門職大学院。編入学生を含む。)
 - ・ **留学生**（学部生・大学院生)
 - ・ 国費留学生及び正規学生以外の者を除く
- 2) 入学前1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者（特例申請）
 - ・ 日本人学部1・2年生、国費留学生及び正規学生以外の者を除く、**全ての新入学生**（編入学生を含む）

※特例申請の「本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者」は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」の罹災(被災)証明書のコピーを提出した者とします。

※【東日本大震災】【熊本地震】及び【北海道胆振東部地震】については、地震発生後1年を経過していますが、特例として「(1)入学前1年以内において、本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合」に該当しますので、被災者の方は減免申請の対象となります。なお、罹災(被災)証明書のコピーの提出が必要です。

次のページからは、制度別の説明が記載されております。

- A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免については、3～5ページ、
- B：北海道大学独自の入学料徴収猶予については、6～12ページをご覧ください。

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免申請方法の詳細について

1：申請（提出）書類について

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免を申請するにあたっては、下記の書類を提出願います。

- 提出書類（サイズは**全てA4**で作成願います）
- ①令和3年度北海道大学入学料減免申請書（様式A）
- ②予約採用の候補者決定通知，または給付奨学生証のコピー
（決定通知または給付奨学生証を受け取っている者のみ）

2：申請（提出）書類作成について

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

- ①令和3年度北海道大学入学料減免申請書（様式A）
 - ・申請書は，できるだけ記入内容を入力したものを印刷することにより，作成願います。
 - ・印刷した申請書にボールペン等で手書きしていただいてもかまいませんが，文字を消すことができる「消えるボールペン」や鉛筆・シャープペンシルでは記載しないでください。
 - ・別紙「申請書記入例」も参照の上，入力漏れがないように注意してください。
 - ・「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」欄で「予約採用の申込を行った者」にチェックが入る場合は，決定通知の登録番号を記載するとともに，決定通知のコピーを添付願います。

3：申請（提出）書類作成の詳細について

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

- ①令和3年度北海道大学入学料減免申請書（様式A）
 - ・印刷した申請書にボールペン等で手書きする場合，必要事項を丁寧に記入願います。特に間違えやすい文字（1と7，4と9等）に注意願います。

4：入学料減免申請における注意事項

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

- ①入学料減免を希望する者は，別途指定する期日までに本学の授業料減免申請書（様式A）及び関係書類を提出してください。
- ②日本学生支援機構から「予約採用の候補者決定通知」（以下“決定通知”）または「給付奨学生証」を受け取っていた場合でも，本学に入学料減免申請書（様式A）及び決定通知のコピーまたは給付奨学生証のコピーを提出してください。
- ③本学入学後に日本学生支援機構の「給付型奨学金」に申し込むとして，入学料減免申請書（様式A）を提出したものは，入学後に必ず「給付型奨学金」の申し込み手続きを行ってください。期限までに「給付型奨学金」の申し込み手続きを行わなかった場合，入学料減免（及び授業料減免）は「不許可」判定となります。
- ④申請書及び関係書類は，本しおりや記入例をよく読み，誤入力や入力漏れ，または不足書類がないように注意してください。

- ⑤ 入学料減免申請者は、減免の許可または不許可の告知（決定）があるまでは入学料の納入が猶予されますので、告知（決定）があるまでは入学料を納入しないでください。納入した入学料は、返還されません。
- ⑥ 入学料減免を申請した者が入学を辞退した場合、入学料の納入が必要です。
- ⑦ 4月入学する時点において、前期中に休学（病気療養や留学等）を予定している者は申請できません。

5：入学料減免申請者の入学料納入期限について

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

入学料減免申請者の入学料の納入期限については次のとおりです。なお、納入期限までに入学料を納入しない場合は、除籍となりますので、注意してください。

○入学料減免申請者

告知予定日（決定日） 前期は8月上旬

納入期限等 全額減免者 → 入学料の納入は不要

2 / 3 減免, 1 / 3 減免, 不許可者 → 告知後, 14日以内に納入

※告知日から14日目（告知日を1日目とする）が土日・祝日にあたる場合はその前の平日が納入期限（又は申請期限）となります。

6：申請書類提出期間・判定結果・問い合わせ等について

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

1) 申請書類の提出期間・提出窓口

入学区分	課程	提出期間	提出窓口
4月入学者	学部	入学手続期間 (学生募集要項を参照) ※編入学者については入学する学部が指定した期間	高等教育推進機構④番B窓口 ※編入学者については入学する学部の担当窓口

【注意事項】

- ① 上記提出期間内に必ず提出してください。いかなる理由があっても、上記期間を過ぎての申請書の提出は受け付けません。
- ② 提出期限までに証明書類等が揃わない場合には下記の問い合わせ窓口までご相談ください。

2) 判定結果の告知・通知について

- ・判定結果に係る告知については、掲示により行います。（4月入学者：8月上旬予定）
- ・掲示場所：高等教育推進機構掲示板③及び各学部・研究科（学院）等の掲示板
- ・判定結果に係る掲示後、決定通知を次の窓口で受取ってください。

課程	受取窓口
学部	高等教育推進機構④番B窓口（※編入学者については入学する学部の担当窓口）

【注意事項】

- ① 判定結果の告知がありましたら、速やかに結果通知を受け取ってください。
- ② 入学料減免の不許可者及び2 / 3 減免者並びに1 / 3 減免者については、減免判定の決定後、新たに発行する専用の振込用紙により、入学料を納入してください。
- ③ 結果通知及び専用の振込用紙等は、必ず、申請者（学生）本人が窓口で受け取ってくだ

さい。

④納入期限までに入学料を納入しない場合は、除籍となりますので、注意してください。

3) 問い合わせ窓口

北海道大学学務部学生支援課奨学支援担当

TEL (011)706-7530, 5281 (直通) [高等教育推進機構④番窓口]

※学部編入学生の申請書類提出期間については、入学する学部事務に確認してください。

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予） 申請方法の詳細について

1：申請（提出）書類について

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）を申請するにあたっては、下記の書類を提出願います。

○提出書類（サイズは**全てA4**で作成願います。源泉徴収票等サイズが**A4よりも小さいサイズのもの**を提出する場合は、**A4用紙にコピー**するか**A4用紙に貼り付けて**ください。）

1）経済的理由による申請の場合

①令和3年度北海道大学入学料（減免・徴収猶予）申請書（様式B）

②付属書類提出一覧表

③令和2年度課税（非課税）証明書（原本）

- ・市役所等で発行されます。
- ・令和2年度分の住民税が記載されている課税（非課税）証明書が必要です。なお「所得金額」及び市区町村民税の「所得割額」に数字が記載されているものを必ず提出してください。
- ・所得の有無にかかわらず、同一生計の家族全員分の証明書が必要です。申請学生本人の分も必要です。申請学生以外の就学者及び未就学児童は不要です。
- ・源泉徴収票、又は確定申告書を提出する場合でも、課税（非課税）証明書の提出が必要です。
- ・毎年、「住民税決定の決定・変更通知書」を添付されている事例がありますが、課税（非課税）証明書とは別の書類（記載内容が異なります）のため、課税（非課税）証明書の代わりにはなりません。そのため、添付されても「書類不備」となりますのでご注意ください。

<以下は該当する書類を提出願います>

④令和2年分源泉徴収票（コピー可）【給与所得者の場合】

- ・令和2年1月以降に就職、転職をしていて、様式1「年収見込証明書」を提出する場合には不要。

⑤令和2年分確定申告書（コピー可）【給与所得者以外（事業所得等）の場合】

（確定申告書は第一表（A表またはB表）の他、第二表も併せて提出）

- ・給与所得者で確定申告をした場合は、確定申告書も併せて提出してください。

⑥家庭状況によって提出を要する書類

- ・別添「関係書類等一覧表」を確認の上、該当する書類を提出してください。

2）入学前1年以内に学資負担者が死亡、または災害を受けた場合（特例申請）

①令和3年度北海道大学入学料（減免・徴収猶予）申請書（様式B）

②付属書類提出一覧表

③令和2年度課税（非課税）証明書（原本）

（説明は、上部の1）③を参照願います）

④申請資格を確認できる書類

- ・入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合
＝死亡診断書（コピー可）、または戸籍謄本（原本）
- ・本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
＝罹災（被災）証明書のコピー

2：申請（提出）書類作成について

B：北海道大学独自の入学料減免

①令和3年度北海道大学入学料（減免・徴収猶予）申請書（様式B）

- ・申請書は、できるだけ記入内容を入力したものを印刷することにより、作成願います。（裏面の自署を除きます。）
- ・印刷した申請書にボールペン等で手書きしていただいてもかまいませんが、文字を消すことができる「消えるボールペン」や鉛筆・シャープペンシルでは記載しないでください。
- ・別紙「申請書記入例」も参照の上、入力漏れがないように注意してください。
- ・申請書は4月入学者については令和3年4月1日現在の状況を入力してください。窓口への申請書提出時点で家族状況等が未定の場合（兄弟の就学先が決定していない等）は、令和3年4月1日時点における予定で記入し、未定箇所については「予定」（例：北海道大学入学予定 等）と記入してください。

②付属書類提出一覧表

- ・氏名・学生番号等の欄は、必ず入力してください。
- ・提出する書類がある場合、中央の欄にマル（○）を入力してください。また、提出する書類に該当する全ての方をマル（○）で囲んでください。（薄黄色部分）

3：申請（提出）書類作成の詳細について

B：北海道大学独自の入学料減免

①令和3年度北海道大学入学料（減免・徴収猶予）申請書（様式B）

- ・印刷した申請書にボールペン等で手書きする場合、必要事項を丁寧に記入願います。特に間違いやすい文字（1と7、4と9等）に注意願います。

1：奨学金について

申請者本人の奨学金（貸与・給付）全ての奨学金名、月額及び年額を記入してください。ただし、貸与の奨学金については、所得とはみなしません。

申請年度に採用となっている奨学金は、1年間の奨学金見込額を記入してください。また、前年度に奨学金を受けていたが、今年度は奨学金を受けないことが明らかな場合や、申請予定の奨学金は記入しないでください。

2：所得の記入方法について

原則として「令和2年分の所得見込額」を記入していただきますが、令和2年（1年間）と令和3年の勤務状況に変わりがない（同じ職場に勤務していて収入額に大幅な変動の見込みがない）場合には、「令和2年分の所得（給与所得・給与以外の所得）」と同額を令和3年の所得見込額としますので、申請書に記入してください。（要 源泉徴収票 又は 確定申告書）

ただし、令和2年1月以降に就職・転職をした場合は、現勤務先における令和3年の年収を源泉徴収票及び確定申告書からは確認できませんので、年収見込証明書（様式1）を添付の上、年収見込額を記入してください。

また、児童手当、児童扶養手当等については、申請時（4月入学者は4月1日）において支給対象者がいる場合、令和3年分（1～12月分）の支給予定額を記入してください。（余白に計算を記載願います。）

※別添の関係書類等一覧を確認し、該当する事項がある場合には、その金額を記入してください。

(1) 給与所得の収入金額（税込）の記入について

- 源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を千円単位（千円未満切捨）で記入します。「給与所得控除後の金額」ではありませんのでご注意ください。
 - 複数の給与所得（年金，児童手当，児童扶養手当，生活保護費，アルバイト等）がある場合は，申請書の該当する欄にそれぞれの金額を記入し，合計欄に合計金額を記入します。
 - アルバイトについても，できるだけ源泉徴収票又は確定申告書を添付してください。これらの書類がない場合には，
 - ①令和2年分（令和2年1～12月）の給与明細書のコピーを添付し，総収入額を記載する。（余白に計算を記載願います。）
 - ②給与振込口座の通帳のコピーを添付し，1年分の収入額を記載する。（余白に計算を記載願います。）
 - ③上記①②共に提出できない場合は，直近3ヶ月分の給与明細書のコピー，又は給与振込口座の通帳のコピーを添付し，3ヶ月分の収入金額から1ヶ月平均額を計算し，12倍したものを1年分の収入額として記載すること。（余白に計算を記載願います。）
 - ④給与明細書等のコピーが添付できない場合は，証明書の代わりに，状況説明及び計算の説明を記載したA4用紙を提出してください。
- ※例年，アルバイトの収入額の説明がない申請が多く見受けられます。申請の際には，十分注意してください。

【例1】所得が給与収入のみの場合

給与所得者の源泉徴収票の「支払金額」を千円単位で記入します。

※申請書の「給与所得の収入金額（税込）」の「給与・役員報酬」に6,202千円，「合計」にも同じ金額を記入します。

令和2年分 給与所得の源泉徴収票																						
支払を受ける者	住所又は居所 〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目	氏名 (受給者番号)																				
		氏名 (フリガナ) ホクダイ タロウ																				
		氏名 (役職名) 北大 太郎																				
種別	支払金額				給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額											
給与	6 202 440				4 420 000			1 103 701			235 700											
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)			社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額											
有 無 従有 従無	千円 円	特 定 人	老 人 人	其 他 人	特 別 人	其 他 人	千円 円	千円 円	千円 円	千円 円												
		2					673 701	50 000	0	0												
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額								円 国民年金保険料等の金額		円 配偶者の合計所得		千円 円										
										円 個人年金保険料の金額		千円 円										
										円 旧長期損害保険料の金額		千円 円										
未成年者	乙欄	本人が障害者	寡一	寡特別	寡夫	勤労学生	死亡退職	災害者	外国人	中途就・退職			受給者生年月日									
		特別 其他	一般	特別						就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日	
										*	2	8	1									
支払者	住所(居所)又は所在地																					
	氏名又は名称																					
整理欄	①																					

前年1月以降に就職・転職した場合には，現勤務先での1年間分の所得が確認できませんので，年収見込証明書（様式1）を使用して1年間分の所得を証明してください。

【例2】給与収入と年金収入がある場合

給与収入と年金収入がある場合には、申請書の該当欄に金額を記入します。

※給与収入 6,202,440 円、年金収入 1,200,800 円の場合、申請書の「給与・役員報酬」に 6,202 千円、「年金・恩給」に 1,200 千円と記入し、「合計」に 7,402 千円と記入します。

(2) 「給与以外の所得金額(税込)」の記入について

○事業所得のみの場合

確定申告書「第一表及び第二表」を用意し、確定申告書の「所得金額」にある合計金額を記入する。

○給与所得と事業所得による複数の所得がある場合

確定申告書の「収入金額等」に記載された該当する収入額（給与・年金等）を申請書の「給与所得の収入金額（税込）」の該当欄に記入します。さらに、事業所得分について「所得金額」の該当する事業所得額を、申請書の「給与以外の所得金額」の該当欄に記入します。

【例3】確定申告書において、公的年金と営業所得(商業)、不動産所得(地代)がある場合

公的年金は「収入金額等」に記載されている金額を申請書の「給与所得の収入金額（税込）」に、営業所得、不動産所得は「所得金額」に記載されている金額を申請書の「給与以外の所得金額」に記入する。なお、申請の際には、確定申告書(第一表と第二表)を提出する。

札幌市 税務署長
令和 2 年 4 月 3 日
令和 2 年分の所得税の確定申告書 B

〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目
氏名 北大 太郎
性別 女
生年月日 3/32/12/10
電話番号 011-000-0000

収入金額等	事業等	00000000	税	課税される所得金額	4540000
	不動産	6000000	金	上の①に対する税額	480500
	利子		の	配当控除	
	配当		計	源泉徴収額	
	給与		共	申告額	
	公的年金等	4500000	計	第1期分の税額	480500
	その他		共	第3期分の税額	
	短期		計	配当者の合算	
	長期		共	青色申告特別控除	
	一時		計	所得	
所得金額	事業等	4500000	計	源泉徴収額の合計額	
	不動産		共		
	利子		計		
	配当		共		
	給与		計		
	雑	0	共		
	総合課税		計		
	①+[(②+③)×1/2]		共		

第一表 ○この用紙は控用で

申請書の「給与所得の収入金額(税込)」の「年金・恩給」に記入

申請書の「給与以外の所得金額」の該当する欄に、確定申告書の「所得金額」に記載された金額(売上から必要経費を差し引いた金額)を記入。
ここでは、申請書の「事業収入」と「利子・配当・家賃・地代」にそれぞれ記入

(3) 特別控除について該当する項目に必ず○を付け、証明書類を添付の上、必要事項を記入してください。なお、過去の減免申請時に証明書類等を提出した場合でも、申請の度に証明書類等の提出が必要です。特に母子父子家庭に係る証明書（世帯全員分の住民票、場合により戸籍謄本）の提出漏れが目立ちますので注意してください。被災した世帯の場合は、罹災（被災）証明書及び被害額が分かる書類（請求書・領収書等）を提出してください（被害額は判定に考慮されます）。

(4) 家庭事情記入欄について

家計状況等を具体的に記入してください。「親の収入が少ないため」等1行しか記載されていない申請書では、家計状況の判断に苦慮すると同時に、状況によっては不利に働くこともありますのでご注意ください。

なお、ローン等自己都合によるものは、授業料減免の判定には考慮されません。

(5) 申請者（学生本人）及び連帯保証人署名について

申請者（学生本人）及び連帯保証人の自署により署名してください。なお、連帯保証人は原則として、授業料の連帯保証人と同一人物としてください。

また、後日、記入内容等について確認を行うことがありますので、電話番号は必ず連絡の取れる番号を記入してください。

② 付属書類提出一覧表

- ・ 氏名・学生番号等の欄は、必ず入力してください。
- ・ 提出する書類がある場合、中央の欄にマル（○）を入力してください。また、提出する書類に該当する全ての方をマル（○）で囲んでください。（薄黄色部分）

4：入学料減免（徴収猶予）申請における注意事項

B：北海道大学独自の入学料減免

- ① 入学料減免（徴収猶予）を希望する者は、別途指定する期日までに本学の授業料減免申請書（様式B）及び関係書類を提出してください。
- ② 申請書及び関係書類は、本しおりや記入例をよく読み、家計支持者・家族等に家計状況を十分確認の上、ご入力や入力漏れ及び不足書類がないように注意してください。また、本学所定の様式1～8を提出する場合は、注意書きをよく読み作成願います。
- ③ 申請書の金額の単位を間違わないようにしてください（千円単位。千円未満切り捨て。）
- ④ 申請書等の提出書類において記入内容が事実と異なることが判明した場合、減免（徴収猶予）となった場合であっても、減免（徴収猶予）を取り消すことになるので注意してください。
- ⑤ 入学料減免（徴収猶予）申請者は、減免（徴収猶予）の許可または不許可の告知（決定）があるまでは入学料の納入が猶予されますので、告知（決定）があるまでは入学料を納入しないでください。納入した入学料は、返還されません。
- ⑥ 入学料減免を申請した者が入学を辞退した場合、入学料の納入が必要です。
- ⑦ 4月入学する時点において、前期中に休学を予定している者は申請できません。
- ⑧ 外国人留学生の申請については、留学生用の申請用紙にて申請願います。

5：特例申請についての注意事項（B：北海道大学独自の入学料減免の特例申請）

B：北海道大学独自の入学料減免

- 次の条件に当てはまる場合、特例申請として取り扱います。
- ① 1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に家計支持者が死亡した場合。
 - ② 1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に発生した災害（火災等風水害を含む）により被災した場合。
 - ③ 東日本大震災・熊本地震及び北海道胆振東部地震の被災学生
特例として「入学前1年以内において、本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合」と同様に取り扱います。
- 特例申請の場合、下記に注意してください。
- ① 「1年以内に家計支持者死亡」による特例申請を行う場合は、令和3年度北海道大学入学料（減免・徴収猶予）申請書（様式B）1ページ目の特例申請欄「1年以内に家計支持者死亡」に必ず○を付け、死亡診断書のコピーまたは戸籍謄本（原本）を添付してください。
※死亡診断書等の他、「必ず提出する書類」及び「家庭状況によって提出を要する書類」も必要です。また、申請書2ページ目の「家庭事情記入欄」に現在の状況を詳細に記入してください。
 - ② 「1年以内に被災した世帯」による特例申請を行う場合は、令和3年度北海道大学入学料（減免・徴収猶予）申請書（様式B）1ページ目の特例申請欄「1年以内に被災した世帯」に必ず○を付け、罹災（被災）証明書のコピーの添付してください。
※罹災又は被災証明書の他、「必ず提出する書類」及び「家庭状況によって提出を要する書類」も必要です。また、申請書2ページ目の「家庭事情記入欄」に被災状況及び現在の状況を詳細に記入してください。

6：入学料減免（徴収猶予）申請者の入学料納入期限について

B：北海道大学独自の入学料減免

入学料減免（徴収猶予）申請者の入学料の納入期限については次のとおりです。なお、納入期限までに入学料を納入しない場合は、除籍となりますので、注意してください。

○入学料減免申請者

告知予定日（決定日） 前期は8月上旬（後期は12月上旬）
納入期限等 全額減免者 → 入学料の納入は不要
半額減免，不許可者 → 告知後，14日以内に納入

※告知日から14日目（告知日を1日目とする）が土日・祝日にあたる場合はその前の平日が納入期限（又は申請期限）となります。

○入学料徴収申請者

告知予定日（決定日） 前期は8月上旬（後期は12月上旬）
納入期限等 徴収猶予不許可者 → 告知後，14日以内に納入
徴収猶予許可者 → 9月末日

※告知日から14日目（告知日を1日目とする）が土日・祝日にあたる場合はその前の平日が納入期限（又は申請期限）となります。

7：申請書類提出期間・判定結果・問い合わせ等について

B：北海道大学独自の入学料減免

1) 申請書類の提出期間・提出窓口

入学区分	課程	提出期間	提出窓口
4月入学者	学部	入学手続期間 (学生募集要項を参照) ※編入学者については入学する学部が指定した期間	高等教育推進機構④番B窓口 ※編入学者については入学する学部の担当窓口
	大学院	入学する研究科(学院)等が指定した期間	入学する研究科(学院)等の担当窓口

【注意事項】

- ・上記提出期間内に必ず提出してください。いかなる理由があっても、上記期間を過ぎての申請書の提出は受け付けません。

2) 判定結果の告知・通知について

- ・判定結果に係る告知については、掲示により行います。(4月入学者：8月上旬予定)
- ・掲示場所：高等教育推進機構掲示板③及び各学部・研究科(学院)等の掲示板
- ・判定結果に係る掲示後、決定通知を次の窓口で受取ってください。

課程	受取窓口
学部	高等教育推進機構④番B窓口(※編入学者については入学する学部の担当窓口)
大学院	入学する研究科(学院)等の担当窓口

【注意事項】

- ①判定結果の告知がありましたら、速やかに結果通知を受け取ってください。
- ②入学料減免の不許可者及び半額減免者並びに入学料徴収猶予申請者については、減免(徴収猶予)判定の決定後、新たに発行する専用の振込用紙により、入学料を納入してください。
- ③結果通知及び専用の振込用紙等は、必ず、申請者(学生)本人が窓口で受け取ってください。
- ④納入期限までに入学料を納入しない場合は、除籍となりますので、注意してください。

3) 問い合わせ窓口

北海道大学学務部学生支援課奨学支援担当

TEL (011)706-7530, 5281 (直通) [高等教育推進機構④番窓口]

※学部編入学者及び大学院生の申請書類提出期間については、入学する学部・研究科(学院)等に確認してください。

入学料減免に関するQ & A

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

Q 1 私は、高校の時に「高等教育の修学支援新制度」の「給付奨学金」の予約採用に申請し、既に「予約採用の決定通知書」を受け取り、区分Ⅰの認定を受けているため、入学料減免及び授業料減免の対象者ですが、北海道大学に入学料減免及び授業料減免申請をする必要はありますか？

A 1 申請が必要です。

北海道大学の入学料減免及び授業料減免を希望する場合には、北海道大学に申請を行う必要があります。

なお、入学料減免と授業料減免は別の制度のため、それぞれ申請することが必要です。

Q 2 私は、高校の時に「高等教育の修学支援新制度」の「給付奨学金」の予約採用に申請していなかったため、北海道大学に入ってから「給付奨学金」に申請しようと思っています。高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免申請は、給付奨学金に申し込んだ後に申請することになるのでしょうか？

A 2 いいえ。

入学手続き時に、入学料減免申請を行わなければなりません。

入学料減免申請は、入学手続き時にのみ申請することができます。いかなる理由があっても、後日申請は受け付けられません。

Q 3 私は、入学料減免や授業料減免、高等教育の修学支援新制度について、理解していなかったため、入学料減免と授業料減免を申請していませんでした。後から、申請する方法はありませんか？

A 3 ありません。

後日、入学料減免及び授業料減免を申請することはできませんのでご注意ください。

Q 4 高等教育の修学支援新制度について、インターネットの情報を読んできましたが、よくわかりませんでした。高等教育の修学支援新制度に基づく「給付奨学金」及び「入学料減免」「授業料減免」には、それぞれ申請しなければならないのですか？例えば、「給付奨学金」を申請すると、全部申請したことにならないのでしょうか？

A 4 「給付奨学金」及び「入学料減免」と「授業料減免」はそれぞれ異なる制度のため、「給付奨学金」は日本学生支援機構に、「入学料減免」と「授業料減免」は本学にそれぞれ申請する必要があります。

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）

Q 5 私は、今度修士に入学する学生です。一人暮らしをしています。独立生計のほうが有利と聞きましたので、独立生計で申請したいのですが、どうしたらいいのでしょうか？

A 5 申請において、申請種別による有利・不利はありません。
独立生計は、親からの援助を受けていない学生の申請種別です。独立生計は「親と同居していないこと」「親からの援助を受けていないこと」「自分で健康保険に加入していること」の3つを証明する必要があります。どれか一つでも証明できない場合は、独立生計とは認められません。

Q 6 新型コロナウイルス感染症の影響で、親の収入も激減し、私もアルバイトが無く、収入が減ってしまいました。収入が少なければ、確実に入学料減免は全額減免となりますか。

A 6 確実に全額減免されるとは限りません。
入学料減免は、みなさんから提出していただいた申請書及び関係書類より選考し、予算額の範囲で減免者（減免額）を決定しております。したがって、入学料減免を申請されても希望通りの判定とならないこともありますので、予めご了承願います。

Q 7 新型コロナウイルス感染症の影響で、親が廃業（失職）し、収入がありません。申請する際に、収入額を証明する書類の提出は必要ですか？

A 7 必要です。
事実確認を行う必要がありますので、収入額を証明する書類の提出は必要です。ただし、各家計支持者の状況により提出する書類は異なりますので、申請のしおりを確認願います。

Q 8 書類は親が記入してもよいですか？

A 8 申請者は「学生本人」のため、親が作成（記入）することをご遠慮ください。
書類に不明な点があった場合、学生本人に問い合わせることになりますので、必ず学生本人が記載してください。

Q 9 源泉徴収票の原本を提出しました。後日、返してもらえますか。

A 9 お返しできませんので、コピーを提出してください。

<減免申請共通>

Q10 減免判定結果は，家計支持者にも通知されますか？。

A10 家計支持者は申請者ではないため，減免判定結果の通知は行っておりません。
減免判定結果については，掲示により申請者（学生）に連絡し，結果通知を窓口で
交付しております。

(今後の状況により学生への通知方法が変更となる場合があります)

<参考：申請できる入学料減免（徴収猶予）制度>

1：学部新1年生（留学生を除く）及び学部2年編入学生（留学生を除く）

○申請できる入学料減免制度（A・B重複申請可）

- ・日本学生支援機構から「予約採用の候補者決定通知」または「給付奨学生証」を受け取っている者、もしくは、本学入学後に日本学生支援機構の「給付型奨学金」に申し込む予定の者

= A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

（他大学において、高等教育の修学支援に基づく入学料減免制度を利用したことがある者を除く）

- ・入学前1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者

= B：北海道大学独自の入学料減免（特例申請）

○申請できる入学料徴収猶予制度はありません。

2：学部3～6年編入学生（留学生を除く）

○申請できる入学料減免制度（A・B重複申請可）

- ・日本学生支援機構から「予約採用の候補者決定通知」または「給付奨学生証」を受け取っている者、もしくは、本学入学後に日本学生支援機構の「給付型奨学金」に申し込む予定の者

= A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

（他大学において、高等教育の修学支援に基づく入学料減免制度を利用したことがある者を除く）

- ・入学前1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者

= B：北海道大学独自の入学料減免（特例申請）

○申請できる入学料徴収猶予制度

- ・経済的理由により入学料の納入が困難（徴収猶予については納入期限までに納入が困難）であり、かつ、学業優秀と認められる者

= B：北海道大学独自の入学料徴収猶予

- ・入学前1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者

= B：北海道大学独自の入学料徴収猶予（特例申請）

3：学部留学生（編入学生を含む）

○申請できる入学料減免制度

- ・入学前1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者

＝B：北海道大学独自の入学料減免（特例申請のみ）

○申請できる入学料徴収猶予制度

- ・経済的理由により入学料の納入が困難（徴収猶予については納入期限までに納入が困難）であり、かつ、学業優秀と認められる者

＝B：北海道大学独自の入学料徴収猶予

- ・入学前1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者

＝B：北海道大学独自の入学料徴収猶予（特例申請）

4：大学院日本人学生（編入学生を含む）

○申請できる入学料減免制度

- ・経済的理由により入学料の納入が困難（徴収猶予については納入期限までに納入が困難）であり、かつ、学業優秀と認められる者

＝B：北海道大学独自の入学料減免

- ・入学前1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者

＝B：北海道大学独自の入学料減免（特例申請）

○申請できる入学料徴収猶予制度

- ・経済的理由により入学料の納入が困難（徴収猶予については納入期限までに納入が困難）であり、かつ、学業優秀と認められる者

＝B：北海道大学独自の入学料徴収猶予

- ・入学前1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者

＝B：北海道大学独自の入学料徴収猶予（特例申請）

5 : 大学院留学生 (編入学生を含む)

○申請できる入学料減免制度

- ・経済的理由により入学料の納入が困難（徴収猶予については納入期限までに納入が困難）であり、かつ、学業優秀と認められる者

= B : 北海道大学独自の入学料減免

- ・入学前1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者

= B : 北海道大学独自の入学料減免（特例申請）

○申請できる入学料徴収猶予制度

- ・経済的理由により入学料の納入が困難（徴収猶予については納入期限までに納入が困難）であり、かつ、学業優秀と認められる者

= B : 北海道大学独自の入学料徴収猶予

- ・入学前1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者

= B : 北海道大学独自の入学料徴収猶予（特例申請）